(参考資料) 用語の解説

1 生産系列

【市内総生産】

市内での経済活動によって新たに生み出された価値(付加価値)の合計で、「産出額」から「中間投入」を差し引いた額です。

例えば、製造業で産出額(出荷額)が前年より増加しても、中間投入(原材料費)が高騰していた場合には、製造業の総生産(付加価値)は前年より減少することがあります。

〇産出額

各経済活動によって生産された製品やサービスの額の合計で、出荷額や売上高等です。

〇中間投入

生産するために投入される原材料や燃料、サービス等の費用で、産出額に含まれます。

【固定資本減耗】

建物や機械設備、知的財産生産物 (コンピュータソフトウェア等) など全ての固定資産について、通常の使用に基づく摩損及び損失 (減価償却)、予見される事故等に伴う滅失 (資本偶発損) による減耗分を計算したものです。

【生産・輸入品に課される税(控除)補助金】

「生産・輸入品に課される税」から「補助金」を差し引いた額です。

〇生産・輸入品に課される税

財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課される租税で、税法上損金算入が認められ、その負担が最終購入者に転嫁されるもので、生産コストの一部を構成しています。 (例:消費税、関税、酒税等の国内消費税、事業税、固定資産税など)

〇補助金

政府から企業等に対して、経常費用を賄うために交付されるもので、財貨・サービスの市場価格 を低下させると考えられる経常交付金を指します。

このほかの目的(投資支援など)や、市場生産者以外(地方自治体や私立学校など)に交付されるものは含まれません。

【市場価格表示・要素費用表示】

市場価格表示は、市場で取引される価格による評価方法で、消費税等の「生産・輸入品に課される税(控除)補助金」を含んだ価格表示のことです。

要素費用表示は、各商品の生産のために必要とされる生産要素(労働、土地、資本)に対して支払 われた費用(雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗)による評価方法で、「生産・輸入品 に課される税(控除)補助金」を含まない価格表示のことです。

【名目值·実質值】

名目値は、実際に市場で取引されている価格(時価)に基づいて推計された値です。

実質値は、ある特定の年からの物価の上昇・下落分を取り除いた値です。

【デフレーター】

物価の総合的な変動を表す指標で、名目値から実質値を算出する際に用いられます。

【一般政府】

中央政府(国)、地方政府(県・市町村など)、社会保障基金が含まれます。

中央政府とそれによって設定、管理される全国社会保障基金を「中央政府等」、地方政府とそれによって設定、管理される地方社会保障基金を「地方政府等」といいます。

なお、現在の基準において、県民経済計算では、中央政府等をどの県にも属さない準地域(域外※) として扱います。また、市民経済計算では、県について同様に準地域(域外)として扱うため、域内 の地方政府等は、市とそれによって設定、管理される地方社会保障基金となります。

※ 地理的な区分を「市内・市外」、制度単位による概念的な区分を「域内・域外」として使い分けています。

制度単位とは、自らの行動について、自身が法的責任を有し、自身のために資産を所有し負債を負い、自らの 意思で経済活動に従事し、他の制度単位との取引(所得の受取や支払など)を行う主体です。①非金融法人企業、 ②金融機関、③一般政府、④家計、⑤対家計民間非営利団体の5部門に分類されます。

〇社会保障基金

政府により賦課・支配され、社会の全体ないし大部分をカバーし、強制的な加入・負担がなされる、という基準を全て満たすものと定義されています。

(例:国の年金特別会計、地方公共団体の国民健康保険事業など)

【対家計民間非営利団体】

家計に対して非市場の財貨・サービスを提供する民間の非営利団体をいいます。

(例:私立学校、政治団体、労働組合、宗教団体など)

2 分配系列

【雇用者報酬】

生産活動から発生した付加価値のうち、労働を提供した雇用者への配分額です。労働に対し雇主から雇用者に支払われた現金・現物による報酬の総額で、雇用者福祉のための雇主の拠出金を含みます。

|雇用者報酬|=|賃金・俸給|+|雇主の社会負担(現実社会負担、帰属社会負担)

〇雇用者

あらゆる生産活動に従事する就業者のうち、個人業主と無給の家族従業者を除く全ての者です。 法人企業の役員、特別職の公務員、議員なども含まれます。

〇賃金・俸給

現金・現物による給与です。現物給与には、給与住宅差額家賃を含みます。

〇雇主の現実社会負担

社会保障基金や年金基金への雇主の負担額です。例えば、社会保障制度のうち医療、介護保険、 雇用保険、児童手当、公的年金制度や厚生年金基金などに対する雇主の負担金等が含まれます。

○雇主の帰属社会負担

確定給付型の退職後所得保障制度(年金と退職一時金を含む)や無基金により雇主が雇用者に支払う福祉的な給付(私的保険への拠出金や公務災害補償)が含まれます。

【財産所得】

金融資産の所有者が資金を提供する見返りとして受け取る「投資所得」(利子など)と、土地等の 所有者がこれを提供する見返りに受け取る「賃貸料」からなる概念です。

受取額から支払額を差し引いて求めるため、マイナスになる場合もあります。

【企業所得】

企業の営業余剰・混合所得に財産所得の受払いを加えたものです。

企業には、非金融法人企業、金融機関、個人企業(非法人企業。家計に含まれる。)があります。

【営業余剰・混合所得】

生産活動から発生した付加価値のうち、企業の貢献分を指すもので、営業利益に近い概念です。

営業余剰は、法人企業(非金融法人企業、金融機関)の取り分を含むとともに、個人企業の持ち家分の取り分も含みます。

混合所得は、持ち家分を除く個人企業の取り分です。事業主等の労働報酬的要素を含むことから、 営業余剰と区別されています。

【経常移転】

移転とは、見返りに財貨・サービスや資産を受け取ることなく、財貨・サービスや資産を供給する ことをいいます。経常移転は、支払側の資産や貯蓄ではなく経常的な収入の中から充てられ、受取側 の投資の源泉とならない移転をいいます。(例:所得税や法人税、介護保険や児童手当、罰金など)

3 支出系列

【民間最終消費支出】

家計最終消費支出と対家計民間非営利団体最終消費支出の合計です。

〇家計最終消費支出

家計(個人企業を除く)が行う消費財・サービスの取得に対する支出のことです。土地と建物は この項目に含まれませんが、農家における農産物の自家消費、持ち家の帰属家賃なども含まれます。

〇対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利団体(例:私立学校、宗教団体など)が産出した財貨・サービスのうち、収入 により賄われず、自己消費した部分を示します。

対家計民間非営利団体最終消費支出

= 産出額(雇用者報酬、中間消費、固定資本減耗といった生産費用の積上げにより計測)

- 財貨・サービスの販売(例:学費収入) | - | 総固定資本形成(例:研究・開発)

【持ち家の帰属家賃】

実際には家賃の受払いを伴わない自己所有住宅(持ち家)について、通常の借家や借間と同様のサービスが生産・消費されるものと仮定し、それを市場価格で評価した帰属計算上の家賃をいいます。

〇帰属計算

国民(県民・市民)経済計算特有の概念であり、財貨・サービスの提供又は享受に際し、実際には市場での対価の受払いが行われなかったにもかかわらず、取引が行われたものとみなして擬制的に計算を行うことをいいます。例えば、家計最終消費支出には、持ち家に係る住宅賃貸料である帰属家賃や、農家における農産物の自家消費等が含まれます。

【地方政府等最終消費支出】

①無料ないし経済的に意味のない価格で家計に提供することを目的に、市場生産者から購入する財 貨・サービスと、②地方政府等が産出した財貨・サービスのうち、収入により賄われず、自己消費し た部分からなります。

地方政府等最終消費支出

- = 産出額(雇用者報酬、中間消費、固定資本減耗といった生産費用の積上げにより計測)
 - ─ 財貨・サービスの販売(例:手数料収入) 総固定資本形成(例:研究・開発)
 - + 市場産出の購入(例:社会保障制度による医療・介護費の保険給付分)

なお、現在の基準において、県民経済計算では、中央政府等の地域事業所の最終消費は、事業所の 所在する地域に帰属せず、域外の中央政府等で最終消費されるため、域外への移出として記録されま す。また、市民経済計算では、地方政府等のうち県の最終消費についても同様に域外への移出として 記録されます。

【市内総資本形成】

支出(購入や自己消費)のうち中間消費及び非生産資産の購入とならないもので、総固定資本形成と在庫変動の合計です。

〇総固定資本形成

固定資産(住宅やその他建物やコンピュータソフトウェア等)の取得から処分を控除したものに、 非生産資産の価値を増大させるような支出を加えた価額を指します。

〇在庫変動

企業や政府が所有する原材料、仕掛品、製品及び流通品の棚卸資産について、数量の変動を市場 価格で評価したものです。

【財貨・サービスの移出入(純)】

移出と移入の差額です。

移出・移入は、域内の居住者と非居住者との間の財貨・サービスの取引のことをいいます。

【統計上の不突合】

市内総生産は生産側と支出側で概念上一致すべきものですが、実際の推計では、それぞれの推計に 用いられる統計資料や推計方法が異なるため、推計値に不一致が生じます。この計数上の差額を「統 計上の不突合」として支出側に計上しています。